

議案第 27 号

丸亀市就学奨励費支給要綱の一部改正について
丸亀市就学奨励費支給要綱の一部を次のように改正したい。

令和 5 年 9 月 25 日

丸亀市教育委員会
教育長 末 澤 康 彦

丸亀市教育委員会告示第 号

丸亀市就学奨励費支給要綱の一部を改正する要綱

丸亀市就学奨励費支給要綱(平成 17 年教育委員会告示第 5 号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(準要保護者の認定基準) 第 4 条 準要保護者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 前号に該当しない者で、文部科学大臣が定めるところにより算定した保護者等の属する最近の世帯収入の額が生活保護法第 8 条第 1 項の規定により厚生労働大臣が定めたその世帯の最近の需要額の 1.3 倍未満のもの</p> <p>(3) 略 (申請)</p> <p>第 5 条 就学奨励費の受給申請者(以下「申請者」という。)は、就学奨励費受給申請書(様式第 1 号)に児童生徒又は入学予定者が居住する地区の民生児童委員の署名を受けて、当該児童生徒が就学する学校又は当該入学予定者が入学予定の学校長を經由して教育委員会</p>	<p>(準要保護者の認定基準) 第 4 条 準要保護者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 前号に該当しない者で次のいずれかに該当し、文部科学大臣が定めるところにより算定した保護者等の属する最近の世帯収入の額が生活保護法第 8 条第 1 項の規定により厚生労働大臣が定める基準の例により算定したその世帯の最近の需要額の 1.3 倍未満のもの</p> <p>ア 職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者</p> <p>イ 学用品、通学用品、被服等に不自由している児童生徒の保護者</p> <p>ウ ひとり親家庭等で、経済的に不安定である者</p> <p>(3) 略 (申請)</p> <p>第 5 条 就学奨励費の受給申請者(以下「申請者」という。)は、就学奨励費受給申請書(様式第 1 号)(新入学児童生徒学用品費の入学前支給の申請の場合には、就学奨励費新入学児童生徒学用品費入学前支給申請書(様式第 2 号))に児童生徒又は入学予定者が居住する地区の民生児童委員の署名を受けて、当該児童生徒が就学する学校長</p>

改正後

に提出しなければならぬ。ただし、前条第1号の規定に該当する者及び要保護者は、民生児童委員の署名を省略することができる。

2 略

(申請書の経由)

第6条 前条第1項の規定により申請書の経由を受けた学校長は、遅滞なく教育委員会に提出しなければならない。

(支給)

第9条 略

2 前項の規定にかかわらず、通学用品費、新入学児童生徒学用品費及び中学1年生通学用品費については、学校長の依頼により、申請者の指定する口座に振り込むことで申請者に支給することができる。

3 略

別表(第2条関係)

費目	支給金額	支給対象者
略		
12 修学旅行費	略	要保護者
13 中学1年生通学用品費	通学用品費と同額とする	準要保護者
略		

改正前

又は当該入学予定者が入学予定の学校長を経由して教育委員会に提出しなければならぬ。ただし、前条第1号の規定に該当する者及び要保護者は、民生児童委員の署名を省略することができる。

2 略

(学校長の意見)

第6条 前条第1項の規定により申請書の経由を受けた学校長は、就学援助を必要と認める意見を添えて、遅滞なく教育委員会に提出しなければならぬ。ただし、新入学児童生徒学用品費の入学前支給については、意見を添えることを要しない。

(支給)

第9条 略

2 前項の規定にかかわらず、通学用品費、新入学児童生徒学用品費及び通学用ヘルメット購入費については、学校長の依頼により、申請者の指定する口座に振り込むことで申請者に支給することができる。

3 略

別表(第2条関係)

費目	支給金額	支給対象者
略		
12 修学旅行費	略	要保護者
13 通学用ヘルメット購入費	実費	準要保護者
略		

様式第1号を次のように改める。

様式第2号を次のように改める。

様式第2号 削除

附 則
(施行期日)

- 1 この告示は、令和5年 月 日から施行する。ただし、第9条及び別表の改正規定は、令和6年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の丸亀市就学奨励費支給要綱の規定中就学奨励費の受給の申請に関する部分は、令和6年度分以降の申請について適用し、令和5年度分までの申請については、なお従前の例による。

年度 丸亀市就学奨励費受給申請書(世帯票)

※申請者(保護者)は太ワク内を記入してください。

区分	世帯票番号	丸亀市立		学校	年 組	申請年月日 年 月 日	
要・準						丸亀市教育委員会 宛	
児童生徒	フリガナ	(申請者)	フリガナ	左記の者に係る就学奨励費を受給したいので、申請します。 なお、認否に伴う確認のため、公簿の閲覧を承諾します。			
	氏名		氏名				
住所	〒 丸亀市			前年1月1日の住所(丸亀市外の方のみ記入)	住居の形態	生活扶助(生活保護)受給の有無	
					持家 借家 借間	有 無	
家族の状況(児童生徒本人及び生計を一にする者を全員記入)	氏名	児童生徒との続柄	生年月日	職業又は学校・学年 (前年4月1日現在)	同居・別居の別	就労の有無	
	1		年 月 日		同・別	有・無	
	2		年 月 日		同・別	有・無	
	3		年 月 日		同・別	有・無	
	4		年 月 日		同・別	有・無	
	5		年 月 日		同・別	有・無	
	6		年 月 日		同・別	有・無	
	7		年 月 日		同・別	有・無	
	8		年 月 日		同・別	有・無	
	9		年 月 日		同・別	有・無	
	10		年 月 日		同・別	有・無	
就学奨励費「準要保護」を受ける理由(いずれか一つに○をする。)				必要添付書類等			
1	生活保護の停止又は廃止をされた。						
2	市町村民税が非課税である。			※前年1月1日の住所が市外の方は所得課税証明書の写し添付 (18歳未満を除く世帯全員)			
3	国民年金の掛金の免除を受けている。			国民年金保険料免除申請承認通知書の写し(世帯全員)			
4	児童扶養手当の支給を受けている。			児童扶養手当証書の写し			
5	1~4以外で、経済的理由により子どもの就学に困っている。 ※5の方は、この欄に受給したい理由を必ず記入すること。 (病氣療養の場合は、氏名、病名、療養期間も記入)			※民生児童委員の署名が必要 ※前年1月1日の住所が市外の方は所得課税証明書の写し添付 (18歳未満を除く世帯全員)			
				<p align="center">「民生児童委員の署名欄」※5の方のみ必要</p> <p align="center">上記の世帯について、就学奨励費の支給が必要であると認めます。</p> <p align="center">年 月 日 _____ 地区民生児童委員</p> <p align="center">氏名 _____</p>			
委任	就学奨励費(新入学児童生徒学用品費の入学前支給を除く。)の請求、受領に関することを、該当児童生徒の在校校長に委任します。						
	申請者氏名(保護者) _____						

※以下は、新入学児童生徒学用品費の入学前支給該当者(新1年生)のみ、ご記入ください。

振込依頼口座【入学前支給用】							
新入学児童生徒学用品費の入学前支給のみこの口座に振り込みます。申請者又は同一世帯の保護者名義の口座をご記入ください。							
金融機関名	銀行 信金 信組 農協	支店番号		口座名義人	(カタカナで記入)		
		支店名			支店出張所		
口座番号		普通			緊急時の連絡先		
					自宅	()	-
					携帯	()	-
異動	年 月 日	事由 (変更、停止等)	備考				収入額 需要額
	年 月 日						
	年 月 日						